



現場作業所における教育・訓練体系

1. この教育・訓練体系は建設生産システム合理化推進協議会が、作業所における建設技能労働者の教育・訓練を推進するため具体例として作成したものである。(あくまで参考例であり各団体、企業それぞれに合った体系の整備が必要である。)
2. 体系は、土木、建築の〔躯体・仕上・設備〕の4種類とした。
3. 体系は、それぞれ教育内容と実施体制から成り、実施体制は「見習工」「技能工B」「技能工A」「職長」の各段階ごとに作成している。
4. 教育内容は、「実施することが望ましいもの」と捉え、出来るかぎり多くの項目を掲げている。
5. 現場作業所における教育・訓練は店社における教育・訓練と相互に補完し合い、その効果がより高まるものである。従ってここにおける教育内容に関する店社教育の体制についても考慮する必要がある。
6. これらの教育・訓練の一環として、各人のレベルに応じた積極的な資格取得(施工管理技士、施工管理者教育、民間資格等)を促し、その効果を更に高めることも必要である。

●土	木	16~20
●軀	体	21~25
●仕	上	26~30
●設	備	31~41